

谷川岳遭難防止条例に基づく危険地区への登山禁止について

谷川岳では融雪期を迎え、気温の上昇による雪崩の発生が予想されており、登山することが著しく危険です。

このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、次のとおり危険地区での登山を禁止します。

1 登山禁止地区

危険地区全域（別添位置図のとおり）

2 登山禁止期間

令和5年3月22日（水）から令和5年4月30日（日）まで（40日間）

3 期間設定理由

気温の上昇による雪崩の発生が予想されるため。

4 その他注意事項

危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山者は事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないでください。

なお、一般コースを登山する際は、事前に、登山計画書（または登山カード）を管轄の沼田警察署または群馬県谷川岳登山指導センターに提出してください。

5 問い合わせ先

群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0278-72-3688（FAX兼用）

※参考1

【積雪状況（谷川岳ロープウェイ（株）調べ）】

285cm（R 5.3. 8）

440cm（R 4.3. 4）

280cm（R 3.3. 8）

195cm（R 2.2. 26）

310cm（H31.3. 6）

※参考2

【過去の登山禁止期間】

令和 3年度：令和 4年3月22日（火）～4月28日（木） 38日間

令和 2年度：令和 3年3月20日（土）～4月30日（金） 42日間

令和 元年度：令和 2年3月 7日（土）～4月24日（金） 49日間

平成30年度：平成31年3月16日（金）～4月26日（金） 42日間